

食安輸発第0219003号
平成20年2月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

冷凍加工食品の残留農薬検査の実施について

今般、国内における自治体及び事業者の検査の結果、冷凍加工食品において残留農薬が検出され、食品衛生法違反に該当等する事例として報告されました。

加工食品の原材料については、輸入食品監視指導計画において、従来より輸入者に対し、残留基準に適合していることを事前に確認するよう指導してきたところであり、特に中国から輸入される食品の安全性確保については、平成19年6月1日付け食安発第0601002号及び7月20日付け食安発第0720008号により輸入者への指導を行ってきたところですが、本事例を踏まえ、今後は下記のとおり対応することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1 検査対象、項目及び頻度等

(1) すべての加工食品の輸入者に対し、製造者への確認等により原材料及び製造加工の段階での残留農薬管理の確認について指導すること。

(2) 以下の製造者が製造した食品については、輸入の都度、貨物を保留の上、ジクロロボス及びメタミドホスに係る自主検査を実施するよう指導すること。

WEIHAI YUWANG AQUATIC FOODSTUFF CO., LTD.

WEIHAI JINLIN AQUATIC CO., LTD.

SHANDONG NICKY FOODS CO., LTD.

(3) (2) 以外の製造者が製造した食品について、原材料及び製造加工の段階での残留農薬管理を検証する観点から、有機リン系農薬（ジクロロボス及びメタミドホスを含む。）に係るモニタリング検査を実施すること。

なお、輸入者より、ジクロロボス及びメタミドホスに係る検査実績又は我が国の残留農薬基準を考慮した原料農産物の栽培管理及び製造加工施設での薬剤管理を行い、定期的な検査により確認がなされている旨の資料が提出された場合にあつては、モニタリング検査を省略して差し支えないこと。

2 検体採取方法

平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号別表2の4によること。

3 検査方法

平成20年2月4日付け事務連絡「食品中に残留する農薬メタミドホスに係る試験法について」により実施すること。

なお、実施に当たっては、平成20年2月8日付け事務連絡「食品中に残留する有機リン系農薬に係る試験法について」に示す留意事項を参考とすること。

4 留意点

- (1) 採取検体のうち、半量を均一に粉碎して製品での検査に供し、残り半量は未粉碎の状態でも保管しておくこと。
- (2) 検査の結果、ジクロロボス又はメタミドホスを検出した場合にあっては、その検出原因を確認し、原材料の残留基準値、配合割合及び製造加工方法等を考慮の上、規格基準への適合性を判断すること。
- (3) 製品からの検出原因が不明である場合又は製品での検査が困難な場合にあっては、物理的に分離可能な原材料毎に個別に検査を実施すること。

<検出事例1>

1. 品名：無加熱摂取冷凍食品：しめさば「炙りトロメ鯖スライス(20枚入り)」
2. 生産国：中国
3. 製造者：WEIHAI YUWANG AQUATIC FOODSTUFF CO., LTD.
及び WEIHAI JINLIN AQUATIC CO., LTD.
4. 検査結果：ジクロロボス 0.14ppm (製品全体)
5. 検疫所：神戸検疫所食品監視第二課 (届出受付番号：第67005127400号1欄、第67005137930号1欄、第67005143740号1欄)
6. 輸入者：神港魚類株式会社

<検出事例2>

1. 品名：加熱後摂取冷凍食品：肉まん「青島ニラ肉焼まん (20個入り)」
2. 生産国：中国
3. 製造者：SHANDONG NICKY FOODS CO., LTD.
4. 検査結果：メタミドホス 0.51ppm (製品全体)(皮：0.25ppm、具：0.59ppm)、
0.64ppm (製品全体)(皮：0.22ppm、具：0.49ppm)
5. 検疫所：大阪検疫所 (届出受付番号：第61012626150号3欄)
6. 輸入者：株式会社ニッキートレーディング